

情 個 審 答 申 第 5 号

令和7年（2025年）7月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）8月17日付け、西総企発第000222号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定人の遺骨受取り及び相続財産取扱いに関する発送文書とその相続人からの回答文書の文書等不開示決定（存否応答拒否）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）5月24日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、特定人の遺骨受取り及び相続財産取扱いに関する発送文書とその相続人からの回答文書（以下これらの文書を「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年6月6日、実施機関は本件処分を行った。
- 3 同月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、相続財産の引継に必要な事であり、また、熊本家庭裁判所へ報告が必要な案件であるため、本件処分の取消しを求める。

2 実施機関の主張

条例第9条は、開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報の保護利益が害されることとなるときは、当該文書等の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。

また、条例第7条は、不開示情報について、各号において規定しているところ、同条第2号は、個人に関する情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同条同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシー

一を最大限に保護するため、個人に関する情報を、原則として、不開示情報にすることを定めたものである。

同条同号の「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の生死、内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価などのすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。

本文書は、特定の個人の死亡の事実に関連する文書であり、当該文書の存否について回答することにより、特定の個人の生死が明らかとなる。

この点、特定の個人の生死については、上記のとおり、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当することから、仮に、本文書の存否について明らかにした場合には、特定の個人の生死が明らかとなり、条例第7条第2号の規定により保護される利益である「個人に関する情報」が、不開示情報として開示した場合と同様に害されることとなる。

したがって、本文書に係る開示請求については、条例第9条の「当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、条例第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなる」に該当することから、本件処分を行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第9条の該当性（存否応答拒否の可否）について

仮に本文書が存在した場合、当該文書には当該個人や相続人等の個人に関する情報が記載されている。そのため、本文書は条例第7条第2号の規定による不開示情報に該当する。

そして、本件開示請求においては、具体的に特定された個人に関する文書等の開示請求がされている以上、これに対して「不開示」の処分をしたとすれば、その対象文書の存在が明らかになり、開示請求者に当該個人の生死及び相続人の有無等が知られてしまい、条例第7条第2号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが公表され

ないという個人の利益が、当該文書等が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件開示請求に対し、条例第9条の規定により存否応答拒否として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 8月17日	熊本市長から諮問（令和5（2023年）8月17日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 6月20日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。